

長野市遺児等激励金の廃止について（案）

（1）事業概要

昭和 50 年施行の「長野市交通・災害遺児等福祉年金」を平成 21 年に廃止し、同年から長野市遺児等激励金給付事業を施行した。

趣旨は遺児等を激励し、並びに遺児等及びその保護者に係る経済的負担を軽減することにより、遺児等の健全な育成及び福祉の増進を図るもの等であり概要は次のとおり。

- 1 支給額 遺児等1人につき1回1万円（最大4万円支給）
- 2 支給対象者
父又は母が交通事故もしくは災害事故、病気等により死亡し、又は障害者（国民年金法施行令別表の第1級に該当）となった児童の保護者
- 3 支給時期等
遺児等になった時、並びに遺児等が小・中学校入学時及び中学校卒業時
※所得制限有（児童扶養手当法の例による）
- 4 実績

年度	支給件数（件）	支給額（円）
平成21年	64	710,000
平成22年	87	960,000
平成23年	91	930,000
平成24年	90	1,030,000
平成25年	78	880,000
平成26年	74	820,000

（2）事業廃止の理由

「長野市遺児等激励金給付事業」は創設から6年経過したが、支給実態が、遺児等一人当たり平均6年間（最大15年間）に、合計支給額平均2.9万円（最大4万円）となっており、制度の趣旨である経済的負担の軽減により、遺児等の健全な育成及び福祉の増進を図るための効果的な支給方法・金額となっていない。

また、生別（離婚等）のひとり親家庭には支給をしていないため不公平感があると考えられる。

現在、国は、ひとり親家庭の「就業・自立に向けた総合的な支援」施策を強化し「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保支援」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中であり、就業等に向けた支援策に重点を置いている中で、市としては、ひとり親家庭の正規就業等に向けた自立支援策や子育て支援策等を充実することとしたい。

（3）諮問内容

上記理由を踏まえ、遺児等激励金給付事業の廃止について、ご審議いただきたい。